

第3期の長野県森林づくり県民税で

進める取組をご紹介します

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備を進めます。



主な事業

- 里山整備利用地域活動推進事業
地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び計画の作成等を支援します。
【目指す成果:里山整備利用地域の認定 約150地域/5年間】
- みんなで支える里山整備事業
「里山整備利用地域」において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。
【目指す成果:地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ヘクタール程度/5年間】



2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

児童センター等の「子どもの居場所」や、観光地における道路等の公共サイン等の木質化、里山資源の薪利用や松くい虫被害木を活用するための仕組みづくりを行います。

主な事業

- 地消地産による木の香る暮らしづくり事業
県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインや児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化を図ります。
【目指す成果:子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置 概ね175箇所程度/5年間 など】
- 薪によるエネルギーの地消地産推進事業
薪流通のモデル地域を創出し県内全域へその効果の普及を図ることで、地域の関係者が連携し、地域内で薪が流通する仕組みづくりを進めます。
【目指す成果:薪流通の仕組み構築モデル件数概ね10件程度/5年間】



3 森林づくりに関わる人材の育成

森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等を育成します。

主な事業

- 里山整備利用地域リーダー育成事業
持続的に地域の森林を適正に管理していく体制構築のため、里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山整備を維持管理する人材を育成します。
【目指す成果:地域リーダーの育成 概ね150人程度/5年間 など】
- 森林セラピー推進支援事業(人材育成等)
森林セラピー®やエコツーリズムなど、森林資源を有効に活用し、観光や健康、環境、教育等の他産業と結び付け、地域を支える多様な産業や交流を創出できる人材を育成します。
【目指す成果:森林セラピー等地域コーディネーターの育成10人、セラピーガイド育成200人】



4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用を進めます。

主な事業

- 学校林等利活用促進事業
児童・生徒が森林・林業に親しみを感じ、森林づくりに理解を深めるとともに、学校林を活用した森林教育を推進するため、手入れが遅れ利用困難になっている学校林の整備を推進します。
【目指す成果:長期間未整備のため利用困難な学校林約60箇所程度/5年間の学校林等を整備】
- まちなかの緑地整備事業
市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進するため、市町村及び民間団体が行うモデル的な緑地の整備に対して補助するとともに、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。
【目指す成果:県民協働による市街地の緑化整備 概ね25箇所程度/5年間】
- 観光地等魅力向上森林景観整備事業
豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進し、観光地等の魅力向上を図ります。
【目指す成果:地域の景観に合致した間伐等 概ね85ヘクタール程度/5年間】



5 市町村が行う地域独自の取組への支援

地域の実情等に精通している市町村がそれぞれ地域固有の重要課題に対応するための独自の取組を支援します。

主な事業

- 森林づくり推進支援金
長野県森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する各地域の様々な課題解決のための国庫補助等の既存施策の対象とならない市町村の取組を支援します。
【目指す成果:全ての市町村で地域固有の課題の解決の取組が行われること】

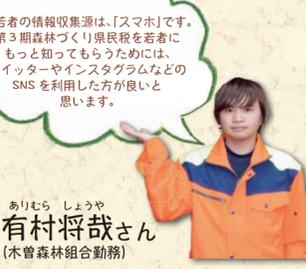


6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証を行います。

主な事業

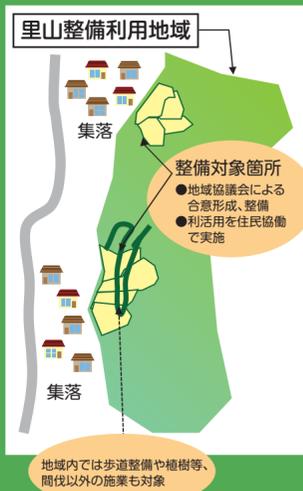
- みんなで支える森林づくり推進事業
森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため広報・普及啓発活動を推進するとともに、県民会議・地域会議において税活用事業の評価・検証を行います。
【目指す成果:森林税の用途の認知度30%】
- 森林(もり)の里親促進事業
里山や山村集落へ県が仲立ちとなり企業等の社会貢献活動や福利厚生活動を誘導し、森林整備と交流を通じた地域活性化を図ります。
【目指す成果:企業・団体等と地域との協定の締結 25件/5年】



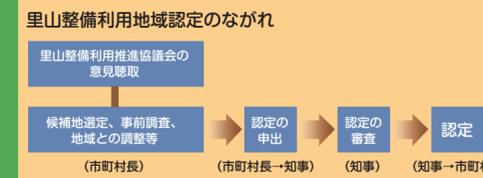
住民等による利活用のための里山整備の推進

里山と地域の関係性を再構築し、地域の主体的な里山の整備・利用を推進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林づくり県民税を活用した地域の主体的な取組を支援します。

里山整備利用地域とは



- 地域住民等が自発的な活動をしようとする里山を長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき、市町村長の申出により県知事が地域認定
- 地域住民等は、地域協議会を立ち上げ
- 県は、自立的・持続的な活動に向けた支援を実施(教育、観光、福祉等多様な分野との連携を促進)
- 地域協議会に参画している森林組合等による効率的な森林整備も可能



里山整備利用推進協議会 ~多様な方々の参画による地域の里山づくり~



【里山整備利用推進協議会】
地域の実情に応じ、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関の関係者などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織します。

【認定の要件】
●対象森林面積が5ha以上 ●密接に関係する集落が存在
●地域住民等による自発的な活動を行うための体制
●里山の整備及び利用を推進する活動 ●継続的な活動

里山整備利用地域の認定までの流れ

まずは相談

里山を利用して活動したいことがあれば、地域振興局林務課又は市町村の林務担当部署にまずはご相談ください。里山整備利用地域の認定に必要なポイントをお伝えします。(連絡先は表紙裏面をご覧ください。)



里山整備利用推進協議会の設立

地区説明会で関係者への合意形成を図ります。地域の理解が得られたら、関係者で「里山整備利用推進協議会」を設立します。



自治会やNPO団体など、既存の団体が受け皿になることも可能

【里山整備利用推進協議会の設立に必要なもの】
●規約 ●会計(既存の団体が受け皿になる場合は、会計を区分することが必要です) ●構成員名簿

市町村に認定の申出を依頼

里山の整備・利用の内容、場所などを決めて、市町村に認定の申出を依頼します。市町村から県に認定申出が行われます。



【認定申請に必要な事項】
●地域名、位置
●申出の地域と密接に関わる集落名
●面積 ●森林の現況等
●整備、利用の方針
●里山整備利用推進協議会の概要(名称、構成員、活動計画等)

里山整備利用地域の認定

県は、里山整備利用地域への認定を市町村に通知し、公表します。



※里山整備・利用活動を実施するには森林所有者と活動団体、県の三者による協定が必要です。